資料２

へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針（案）

１　へき地保育所及び季節保育所の概要

(1) 現在の施設数，運営状況概要

本市のへき地保育所及び季節保育所（以下「保育所」という。）は，郊外地域における保育を要する幼児その他の児童の保育の確保及び子育て支援の役割を担っており，へき地保育所が６施設*1，季節保育所が９施設*2 設置されている。保育所の施設運営及び管理については，旭川市へき地保育所及び季節保育所条例に基づき，平成18年度から公募によらない指定管理者（一般財団法人旭川保育協会）を指定し，運営管理している。

(2) 行革プログラムと通年制保育園の今後の方針

保育所は，通年制保育園条例に基づき設置されている通年制保育園とともに，平成18年10月策定の「旭川市行財政改革推進プログラム（改訂版）」から平成28年５月策定の「旭川市行財政改革推進プログラム2016（平成28年度～平成31年度）」に至るまで，見直しの対象施設となっており，このうち通年制保育園については，平成27年３月策定の「旭川市通年制保育園の今後の方針」に基づき，民間事業者の運営する認定こども園への移行を進めながら，平成30年３月末をもってすべての通年制保育園を閉園することとしている。

(3) 子ども・子育て支援新制度への移行

保育所についても，地域の就学前児童数や保育ニーズに関しての調査や各へき地・季節保育所長への聞き取りなど，見直しに向けた検討を行ってきた。

平成27年４月に本格施行した「子ども・子育て支援新制度」において，従前の「へき地保育所」は，地域型又は施設型給付の対象となることが基本とされたものの，本市の保育所については，入所児童数，入所児童の年齢，保護者の就労状況，施設・設備の制約や地域事情などから，認可保育所等に移行することは難しい状況にある。

---

*1うち３か所休所中（平成29年４月１日現在）

*2うち２か所休所中（平成29年４月１日現在）

(4)子ども・子育て審議会への諮問とその答申

保育所が，市立の認可外保育施設という機能を維持し，郊外地域における子育て支援の一端を担っていくためには，施設の在り方などの見直しが急務であるとして，旭川市子ども・子育て審議会に平成29年１月17日付けでへき地・季節保育所の今後の在り方等を諮問し，同日付けで，平成30年度からの通年化（一部の保育所は平成29年度からの通年化）をしようとする本市の考え方は妥当である旨，並びに保育料の見直し及び統廃合の方針については，部会を設置し別に検討すべき旨の答申を受けたところである。

2　保育所の在り方

保育所の利用者については，生活環境の変化に伴って利用児童の減少とともに利用者の多様化も進んでおり，施設はその多様化した利用者のニーズに応える形で運営を行ってきた。今回の保育料の見直しや保育所の統廃合については，旭川市都市計画マスタープラン（平成29年2月改定）など，他の計画との整合性に配慮し，農山村などの地域のための保育所という考えを前提に，これまでよりも地域を広く捉える中で，子ども達の育ちのために集団保育が維持できるように一部市街地からの受入も想定した中で検討を進めるものとする。

3　保育料の見直し

保育所の保育料については，8,200円の定額（生活保護受給世帯等を除く。）とされており，世帯の市町村民税額*1 に応じて応能負担とされている認可保育所等の保育料と異なる保育料体系としているが，郊外地域の保育所を安定的に継続して運営できるよう一定程度の利用者負担をいただくものとし，認可保育所等の保育料と公平性が保たれるよう，今後実施していく統廃合も見据えながら，本市の認可保育所等における保育料（２号認定子どもの（保育短時間認定）保育料）を基準に，別紙１及び別紙２の考えに基づき改める。改正後の保育料については，平成30年度より適用する。

---

*1　4月から8月までの保育料は前年度，9月から3月までの保育料は現年度の市町村民税額に基づき算定

なお，世帯の市町村民税額によっては，大幅な負担増となる場合も考えられることから，現に入所している児童に係る保育料については，一定期間の激変緩和措置を講ずることも検討する。

4　統廃合の方針

へき地・季節保育所の所在する郊外地域においても，一定の保育ニーズが存在する地域もあり，行政として郊外地域においても保育サービスを維持していくことが必要であるとの理念の下，へき地保育所及び季節保育所に入所する児童の保護者及び所在する地域の市民委員会などの関係者の理解を得た上で，次に示す考え方により，統廃合を進めていくものとする。

なお，現在の指定管理期間を平成３２年度末までとしていることから，同年度末を目途に具体的な統廃合案の成案を得るものとする。また，統廃合に当たっては，旭川市公共施設等総合管理計画推進方針（平成29年１月策定）などの他の方針又は計画等との整合性を考慮するものとする。

(1)　存続又は統合する保育所

交通事情等により市街地の認可保育所等の利用が困難な地域に所在する保育所は存続する。ただし，地域児童数が著しく少ない等の理由により単独では保育所の開設が望ましくないと考えられる保育所においては，近隣の保育所と統廃合を行うことを前提とする。統廃合の検討の際には，現在の保育所が所在する地域で一定程度の地域を広範囲に考え，保育所を地域に存続させることとする。地域を広範囲で考えることにより生じるサービス低下については，そのサービスの低下を一定程度押さえられるよう検討することとする。

(2)　廃止する保育所

市街地に隣接し，市街地の認可保育所等を利用する際の交通事情などが市街地と大きな違いがない地域に所在する保育所は廃止する。なお，廃止する際の代替策として，廃止した地域の住民が，認可保育所等を利用する際には，優先的に利用できる扱いなどを検討することとする。

(3)　公共施設との統合を検討する保育所

(1)の保育所については，施設の老朽化や少子化の進行による利用児童数の減少などを考慮し，近隣の他の公共施設との統合を検討する。この検討においては，平成３３年度以降においても継続していくこととする。

(4)　統廃合後の保育所の運営

今回の統廃合において，各保育所の方向性は一定程度整理されることとなるが，利用児童数や地域事情によっては，改めて検討が必要となることが想定される。その場合においては，様々な手法で多くの意見を聴取し，特に関係地域とは意見交換などを実施し，丁寧な取扱いをすることとする。

また，統廃合を行ったことにより，より郊外地域の保育が充実するよう本市の役割として，保育の質の確保や向上，子育てや保育ニーズに対応するよう努めていくものとする。